

競争力強化型機器等導入緊急対策事業業務要領 一部改正新旧対照表

変更後	変更前
<p>水産業競争力強化緊急事業業務要領（別添7）</p>	<p>水産業競争力強化緊急事業業務要領（別添7）</p>
<p>○ 競争力強化型機器等導入緊急対策事業</p> <p>（事業実施者）</p> <p>第1条 本事業の事業実施者は、<u>第1号又は第2号を満たす者とする。ただし、第2条第1項第3号に該当する漁業用機器等（以下「機器等」という。）を導入しようとする事業実施者については、第1号又は第2号及び第3号を満たす者とし、共同で使用する実態のある機器等については、共同での実施を認めることとする。</u></p> <p>（1）浜の活力再生広域プランを策定した広域水産業再生委員会に参画し、漁業を営む個人又は法人</p> <p>（2）浜の活力再生広域プランに関連する浜の活力再生プラン（以下「浜プラン」という。）に取り組む地域水産業再生委員会（以下「<u>地域再生委員会</u>」という。）が、平成30年度末までの浜の活力再生広域プランへの発展を目指して広域浜プラン策定調整協議会（以下「調整協議会」という。）を設立した場合は、当該調整協議会に参画する<u>地域再生委員会に所属する漁業を営む個人又は法人</u>。ただし、本規定において、浜の活力再生広域プランの策定を目指し、広域水産業再生委員会が設置されている場合は、「調整協議会」とあるのを「広域水産業再生委員会」と読み替える。</p> <p>（3）<u>海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第4条第1項に規定する都道府県計画（以下「都道府県計画」という。）に基づく資源管理措置に取り組む者がその取組の高度化を図るために作成する「数量管理高度化計画書」（別記様式第8-1号の別添1）を広域水産業再生委員会又は地域再生委員会に提出し、太平洋クロマグロの数量管理の高度化に取り組む定置網漁業を営む個人又は法人。ただし、「数量管理高度化計画書」の取組内容については、都道府県計画に定める資源管理措置の内容に沿ったものであると都道府県が確認したものに限る。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する者は、事業実施者としな</u><u>い。ただし、第2条第1項第3号の機器等を導入しようとする者が以下の第1号又は第2号に該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>（1）<u>過去に本事業により導入した機器等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（以下「処分制限期間」という。）が経過していない者</u></p> <p>（2）<u>国の水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（以下「漁船リース事業」という。）に取り組むリース事業者と貸付契約等若しくは再貸付契約等を締結し、漁船リース事業に参画している者又は漁船リース事業の事業提案書の提出を行う者</u></p> <p>（3）<u>国のもうかる漁業創設支援事業、がんばる漁業復興支援事業又はがんばる養殖復興支援事業（以下「もうかる事業等」という。）に取り組む事業実施者と用船契約等、養殖</u></p>	<p>○ 競争力強化型機器等導入緊急対策事業</p> <p>（事業実施者）</p> <p>第1条 本事業の事業実施者は、<u>次の者とする。</u></p> <p>（1）浜の活力再生広域プランを策定した広域水産業再生委員会に参画し、漁業を営む個人又は法人。 <u>ただし、共同で使用する実態のある持続可能な収益性の高い操業体制を確立するための漁業用機器等（以下「機器等」という。）については、共同での申請を認める。</u></p> <p>（2）浜の活力再生広域プランに関連する浜の活力再生プラン（以下「浜プラン」という。）に取り組む地域水産業再生委員会（以下「<u>再生委員会</u>」という。）が、平成30年度末までの浜の活力再生広域プランへの発展を目指して広域浜プラン策定調整協議会（以下「調整協議会」という。）を設立した場合は、当該調整協議会に参画する<u>再生委員会に所属する、漁業を営む個人又は法人</u>。 <u>ただし、本規定において、浜の活力再生広域プランの策定を目指し、広域水産業再生委員会が設置されている場合は、「調整協議会」とあるのを「広域水産業再生委員会」と読み替える。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（3）（1）又は（2）の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する者は、<u>事業実施者としな</u><u>い。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>ア <u>国のもうかる漁業創設支援事業、がんばる漁業復興支援事業又はがんばる養殖復興支援事業（以下「もうかる事業等」という。）に取り組む事業実施者と用船契約等、養殖</u></p>

生産契約等又は操業契約等を締結し、もうかる事業等に参画している者、又は参画しようとする者

(4) 事業実施計画の承認申請日以前1年の間に漁業関係法令等に違反したことが確定した者。なお、その起算は、確定した法令違反等の発生日から1年とする。

3 本事業の事業実施者は、導入した機器等の処分制限期間において、漁業経営セーフティネット構築事業実施要領（平成22年3月30日付け21水漁第3037号）に基づくセーフティネットに継続して加入しなければならない。

4 本事業の支援要件を全て満たした機器等の導入に係る助成額の合計が予算額を超えた場合、事業実施者の選定は抽選等により行うことがある。

(削る。)

(助成対象機器等と助成対象経費)

第2条

1 助成対象機器等

本事業において助成の対象となる機器等は、事業開始年度を含め5年以内に漁業所得（個人経営の場合）又は償却前利益（法人経営の場合）を10%以上向上する目標（KPI）の達成に資するものであり、かつ、処分制限期間が5年以上のものとし、1個人又は1法人当たり1機種1台（一式）までとする。ただし、第1号又は第2号の機器等を導入する事業実施者が第3号の機器等を導入しようとする場合は、この限りでない。

(1) 省力・省コスト化に資する機器等

被代替機器等と比較し省力・省コスト化により目標（KPI）達成を目指す機器等。

なお、省コスト化のうち、省エネを目的とした機器等を導入する場合、別紙に定める機器導入指針に基づいた以下の機器等とする。

ア 漁船用エンジン（船内機又は船外機）

現在使用している漁船用エンジンと比べ5%以上燃油使用量が削減可能で、漁業経営体質強化機器設備導入支援事業において、水産庁長官承認の「省エネ機器設備基準」に記載されたもの

イ その他の機器等

現在使用している機器と比べ10%以上燃油使用量が削減可能な省エネ機器等

(2) 生産性向上に資する機器等

被代替機器等と比較し生産性の向上により目標（KPI）達成を目指す機器等。ただし、漁船用エンジン（船内機又は船外機）については、被代替機器等と比べ連続出力（kW）が原則120%以内とする。

(3) 定置網漁業の操業体制の効率化に資する機器等

定置網漁業の操業体制の効率化により目標（KPI）達成を目指す機器等（魚群探知機、水中ウインチ又は水中カメラ）。ただし、当該機器等を組み合わせて導入する場合は一式とみなす。

生産契約等又は操業契約等を締結し、もうかる事業等に参画している者、又は参画しようとする者。

イ 事業実施計画の承認申請日以前1年の間に法令（漁業関係法令及び労働関係法令等）等に違反した者。なお、その起算は、確定した法令違反等の発生日から1年とする。

2 漁業経営セーフティネット構築事業実施要領（平成22年3月30日付け21水漁第3037号）第4又は第5の事業に加入する漁業者であり、導入した機器等の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（以下「処分制限期間」という。）においては、当該事業の加入を継続すること。

3 本事業の支援要件を全て満たした機器等の導入に係る助成額の合計が予算額を超えた場合、事業実施者の選定は抽選等により行うことがある。

4 広域水産業再生委員会又は再生委員会は、本事業の実施に関して、広域水産業再生委員会又は再生委員会に属し、本事業により生産性の向上等に資する機器等を導入する漁業者に対し、指導及び監督を行うものとする。

(支援対象機器等と助成対象経費)

第2条

1 支援対象機器等

支援対象機器は、事業開始年度を含め5年以内に漁業所得（個人経営の場合）又は償却前利益（法人経営の場合）を10%以上向上する目標（KPI）の達成に資するものであり、被代替機器等と比較し生産性の向上や省エネ・省コスト化に優れた機器であること。また、処分制限期間が5年以上のものとし、1個人、1法人あたり1機種1台（一式）までとする。

(1) 省力・省コスト化に資する機器

省力・省コスト化によりKPI達成を目指す機器等。

なお、省コスト化のうち、省エネを目的とした機器を導入する場合、別紙に定める機器導入指針に基づいた以下の機器とする。

ア 漁船用エンジン（船内機または船外機）

現在使用している漁船用エンジンと比べ5%以上燃油使用量が削減可能で、漁業経営体質強化機器設備導入支援事業（以下「復興事業」という。）において、水産庁長官承認の「省エネ機器設備基準」に記載された機器。

イ その他の機器

現在使用している機器と比べ10%以上燃油使用量が削減可能な省エネ機器。

(2) 生産性向上に資する機器

生産性の向上によりKPI達成を目指す機器等。

ただし、漁船用エンジン（船内機または船外機）については、被代替機と比べ連続出力（kW）が原則120%以内とする。

(新設)

2 助成対象経費

助成対象経費は、前項の機器等本体価格の1/2以内(下取価額を控除し、消費税を除く。)を助成する。また、助成金の上限額は2,000万円以内、助成金の額は千円単位(千円未満切捨て)とし、機器等本体価格以外の経費は一切認めない。

3 事業適用期間

本事業による機器等の導入は、助成金交付決定の日から平成31年3月31日までに完了するものとする。

4 過去の事業との関連

過去に水産業体質強化総合対策事業のうち沿岸漁業等体質強化緊急対策事業のうち漁業経営体質強化対策事業のうち体質強化グループ活動支援事業、漁業経営セーフティネット構築等事業のうち省エネ機器等導入推進事業又は漁業経営体質強化機器設備導入支援事業により導入した機器等のうち処分制限期間を経過していない機器等を被代替機器等とする場合は、本事業による助成の対象としない。

(事業実施者からの応募)

第3条 本事業を実施しようとする事業実施者は、水漁機構が定める期日までに「競争力強化型機器等導入緊急対策事業実施計画承認申請書」(別記様式第8-1号)、「事業実施者の概要と実施計画」(別記様式第8-1号の別添2)及び見積書等のほか、次の書類を添えて、広域水産業再生委員会又は地域再生委員会が取りまとめた上で水漁機構に提出する。

- (1) 広域水産業再生委員会又は地域再生委員会の規約(調整協議会に参加している地域再生委員会は、当該調整協議会の規約も提出するものとする。)
- (2) 広域水産業再生委員会又は地域再生委員会の委員名簿(調整協議会に参加している地域再生委員会は、当該調整協議会の委員名簿も提出するものとする。)
- (3) 広域水産業再生委員会又は地域再生委員会に属する漁業者全員の氏名及び漁業経営セーフティネット構築事業実施要領第4又は第5の事業への加入の状況を記載した名簿
- (4) 第2条第1項第3号に該当する機器等を導入する場合にあっては、広域水産業再生委員会又は地域再生委員会に提出した「数量管理高度化計画書」(別記様式第8-1号の別添1)

(事業実施計画の承認及び交付決定)

第4条 水漁機構は、第3条の応募があった場合には、事業実施者から提出された計画承認申請の内容が以下の助成要件に適合することを確認する。

- (1) 申請者が、第1条に定める事業実施者であること。
- (2) 事業実施者から提出された機器事業実施計画が、運用通知第3の9-1の(3)のエの(ウ)に規定する競争力強化型機器等評価委員会(以下「機器委員会」という。)が認めたものであること。
- (3) 浜の活力再生広域プラン又は機器事業実施計画に関連する浜プランに基づく各種の取組の効果全体として、事業開始年度を含め5年以内に漁業所得(個人経営の場合)又は償却前利益(法人経営の場合)を基準年と比較して10%以上向上する目標(KPI)を定め、当該目標の達成を目指すものであること。

2 助成対象経費

助成対象経費は、前項の機器等本体価格の1/2以内(下取価額を控除し、消費税を除く。)を助成する。

また、助成金の上限額は2,000万円以内、助成金の額は千円単位(千円未満切捨て)とし、機器等本体価格以外の経費は一切認めない。

3 事業適用期間

本事業による機器等の導入は、助成金交付決定の日から平成30年3月31日までに完了するものとする。

4 過去の事業との関連

過去に本事業及び他の補助事業(特に、水産業体質強化総合対策事業のうち沿岸漁業等体質強化緊急対策事業のうち漁業経営体質強化対策事業のうち体質強化グループ活動支援事業、漁業経営体質強化機器設備導入支援事業、漁業経営セーフティネット構築等事業のうち省エネ機器等導入推進事業をいう。)により導入した機器等のうち処分制限期間を経過していない機器等を被代替機とする場合には、本事業で助成の対象としない。

(事業実施者からの応募)

第3条 本事業を実施しようとする事業実施者は、水漁機構が定める期日までに「競争力強化型機器等導入緊急対策事業実施計画承認申請書」(別記様式第8-1号)、「事業実施者の概要と実施計画」(別記様式第8-1号の別添)及び見積書等のほか、次の書類を添えて、広域水産業再生委員会又は再生委員会が取りまとめた上で水漁機構に提出する。

- (1) 広域水産業再生委員会又は再生委員会規約(調整協議会に参加している再生委員会は、当該調整協議会の規約も提出するものとする。)
- (2) 広域水産業再生委員会又は再生委員会の委員名簿(調整協議会に参加している再生委員会は、当該調整協議会の委員名簿も提出するものとする。)
- (3) 広域水産業再生委員会又は再生委員会に属する漁業者全員の氏名及び漁業経営セーフティネット構築事業実施要領第4又は第5の事業への加入の状況を記載した名簿
(新設)

(事業実施計画の承認及び交付決定)

第4条 水漁機構は、第3条の応募があった場合には、事業実施者から提出された計画承認申請の内容が以下の助成要件に適合することを確認する。

- (1) 申請者が、第1条に定める事業実施者であること。
- (2) 事業実施者から提出された機器事業実施計画が、運用通知第3の9-1の(3)のエの(ウ)に規定する競争力強化型機器等評価委員会(以下「機器委員会」という。)が認めたものであること。
- (3) 浜の活力再生広域プラン又は機器事業実施計画に関連する浜プランに基づく各種の取組の効果全体として、事業開始年度を含め5年以内に漁業所得(個人経営の場合)又は償却前利益(法人経営の場合)を基準年と比較して10%以上向上する目標(KPI)を定め、当該目標の達成を目指すものであること。

- 2 水漁機構は、事業実施者から提出された計画承認申請の内容が適切であると認められた場合には、予算の範囲内で「競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金承認通知書」（別記様式第8-2号）を通知する。
- 3 通知を受けた事業実施者は、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金交付申請書」（別記様式第8-3号）により、広域水産業再生委員会又は地域再生委員会が取りまとめた上で水漁機構へ交付申請を行い、水漁機構は申請内容を確認した上で、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金交付決定通知書」（別記様式第8-4号）を通知する。
- 4 第2項の承認後に生じた機器事業実施計画の変更は、第1項～第3項に準じて行うものとする。

（事業結果の報告及び助成金の請求）

第5条 事業実施者は、事業終了後、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業実績報告書」（別記様式第8-5号）、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金精算払請求書」（別記様式第8-6号）のほか、証拠書類を添えて、広域水産業再生委員会又は地域再生委員会が取りまとめた上で水漁機構へ提出する。

- 2 事業実施者からの助成金の請求は、基本的には一括精算払とするが、事業途中で概算払を請求することができる。概算払については、事前に水漁機構と協議し、水漁機構が適当と認めた場合に「競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金概算払請求書」（別記様式第8-7号）をもって請求できる。

（実施状況等の確認）

第6条 事業実施者は、機器事業実施計画の実施状況について、本事業実施後、水漁機構が定める期日までに前条第1項に基づく実績報告書等を、広域水産業再生委員会又は地域再生委員会が取りまとめた上で水漁機構に提出するものとする。

- 2 水漁機構は、前項による実績報告書等を確認するほか、必要に応じ、機器委員会が現地においてこれを確認するものとする。
- 3 水漁機構は、実施状況の確認を終えたときは、その確認結果について、速やかに事業実施者に通知するものとする。
- 4 事業実施者は、第4条第1項第3号に定める取組の目標（K P I）達成状況の報告について、事業開始年度から毎年度、目標（K P I）の達成状況を水漁機構が定める期日までに、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業実施状況報告書」（別記様式第8-8号）により、広域水産業再生委員会又は地域再生委員会が取りまとめた上で、水漁機構に提出するものとする（事業開始年度を含め5年以内のいずれかの年度において、目標（K P I）を達成した場合も、事業開始年度を含め5年間は、毎年度、その達成状況を水漁機構に提出するものとする。）。
- 5 水漁機構は、前項による実施状況報告書を確認するとともに、目標（K P I）の達成状況に応じ、事業実施者に対する改善指導を行うものとする。

（助成金の交付）

第7条 水漁機構は、第5条第1項の実績報告書等の提出を受け、事業実施内容を確認したのち、事業実施者に対し、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金の額の確定について」（別記様式第8-9号）により、助成金の額の確定と支払の通知を行うとともに、金融機

- 2 水漁機構は、事業実施者から提出された計画承認申請の内容が適切であると認められた場合には、予算の範囲内で「競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金承認通知書」（別記様式第8-2号）を通知する。
- 3 通知を受けた事業実施者は、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金交付申請書」（別記様式第8-3号）により、広域水産業再生委員会又は再生委員会が取りまとめた上で水漁機構へ交付申請を行い、水漁機構は申請内容を確認した上で、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金交付決定通知書」（別記様式第8-4号）を通知する。
- 4 第2項の承認後に生じた機器事業実施計画の変更は、第1項～第3項に準じて行うものとする。

（事業結果の報告及び助成金の請求）

第5条 事業実施者は、事業終了後、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業実績報告書」（別記様式第8-5号）、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金精算払請求書」（別記様式第8-6号）のほか、証拠書類を添えて、広域水産業再生委員会又は再生委員会が取りまとめた上で水漁機構へ提出する。

- 2 事業実施者からの助成金の請求は、基本的には一括精算払とするが、事業途中で概算払を請求することができる。概算払については、事前に水漁機構と協議し、水漁機構が適当と認めた場合に「競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金概算払請求書」（別記様式第8-7号）をもって請求できる。

（実施状況等の確認）

第6条 事業実施者は、機器事業実施計画の実施状況について、本事業実施後、水漁機構が定める期日までに前条第1項に基づく実績報告書等を、広域水産業再生委員会又は再生委員会が取りまとめた上で水漁機構に提出するものとする。

- 2 水漁機構は、前項による実績報告書等を確認するほか、必要に応じ、機器委員会が現地においてこれを確認するものとする。
- 3 水漁機構は、実施状況の確認を終えたときは、その確認結果について、速やかに事業実施者に通知するものとする。
- 4 事業実施者は、第4条第1項第3号に定める取組の目標（K P I）達成状況の報告について、事業開始年度から毎年度、目標（K P I）の達成状況を水漁機構が定める期日までに、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業実施状況報告書」（別記様式第8-8号）により、広域水産業再生委員会又は再生委員会が取りまとめた上で、水漁機構に提出するものとする（事業開始年度を含め5年以内のいずれかの年度において、取組の目標（K P I）を達成した場合も、事業開始年度を含め5年間は、毎年度ごとに達成状況を水漁機構に提出するものとする。）。
- 5 水漁機構は、前項による実施状況報告書を確認するとともに、取組の目標（K P I）の達成状況に応じ、事業実施者に対する改善指導を行うものとする。

（助成金の交付）

第7条 水漁機構は、第5条第1項の実績報告書等の提出を受け、事業実施内容を確認したのち、事業実施者に対し、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金の額の確定について」（別記様式第8-9号）により、助成金の額の確定と支払の通知を行うとともに、金融機

関に開設した事業実施者の口座に助成金の支出を行う。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(導入する機器等に係る管理)

第8条 事業実施者は、本事業により導入した機器等の管理運営については、水漁機構が別途定める「競争力強化型機器等導入緊急対策事業で取得した機器等の管理運営について」に基づき、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業の管理運営規程」及び「機器等の管理台帳」を作成するとともに、その他必要に応じ、関係書類を整備保管すること等により、適正な管理運営を行わなければならない。

(事業実施後の事業内容変更等)

第9条 事業を実施した事業実施者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ水漁機構と協議し変更の承認を受けなければならない(疑義が生じた場合、速やかに水漁機構に相談すること)。

- (1) 事業実施者を変更しようとする場合
- (2) 機器等又はその設置(管理)場所を変更しようとする場合
- (3) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (4) その他水漁機構が変更申請の必要があると認めた場合

2 水漁機構は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(交付決定の取消等)

第10条 水漁機構は、前条の規定による事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、第4条の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 事業実施者が、法令、業務要領又は業務要領に基づく処分又は指示に違反した場合
- (2) 事業実施者が、助成金を本事業以外の用途に使用した場合

関に開設した事業実施者の口座に助成金の支出を行う。

2 水漁機構は、事業実施計画の承認申請を行った日の翌日から、機器等の導入を完了するまでの間に事業実施者が法令(漁業関係法令及び労働関係法令等)等に違反した場合は、当該事業実施者に対し、助成金の支出を行わない。また、当該事業実施者に対し、既に助成金が概算払いにより交付されているときは、助成金の返還を命じるものとする。

3 水漁機構は、事業実施者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が概算払により交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。

4 第2項及び前項の助成金の返還は、本法人が事業実施者にした助成金の返還命令の日の翌日から起算して20日が経過した日までの間に行わなければならない。

5 水漁機構が事業実施者に対し第2項及び第3項の命令をしたときは、水漁機構は、その返還すべき助成金に係る納期限の翌日からその完納の日の前日までの期間の日数に応じ、年10.95パーセントの割合を乗じた遅延金を徴収するものとする。ただし、遅延金について一月未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(導入する機器等に係る管理)

第8条 事業実施者は、本事業により導入した機器等の管理運営については、水漁機構が別途定める「競争力強化型機器等導入緊急対策事業で取得した機器等設備の管理運営について」に基づき、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業の管理運営規程」及び「機器等の管理台帳」を作成するとともに、その他必要に応じ、関係書類を整備保管すること等により、適正な管理運営を行わなければならない。

(交付決定後の事業内容変更)

第9条 事業を実施した事業実施者は、次の場合は、水漁機構と協議し変更の承認を受けなければならない(疑義が生じたら、速やかに水漁機構に相談すること)。

- (1) 事業実施者の変更
- (2) 機器等又はその設置(管理)場所の変更(新設)
- (3) 水漁機構が変更申請の必要があると認めた場合(新設)

(助成金の返還)

第10条 水漁機構は、本事業の実施に当たり、事業実施者が事業を実施しなかった場合又は機器事業実績報告書の内容に虚偽があった場合には、助成金を返還させる措置を講じるものとする。

<p><u>(3) 事業実施者が、事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適切な行為をした場合</u></p> <p><u>2 水漁機構は、前項の規定により交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更した場合は、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金交付決定取消通知書」(別記様式第8-10号)により、当該交付決定の全部若しくは一部の取消し又は変更を受けた事業実施者に対し、その旨を通知するものとする。</u></p> <p><u>(事業実施者への指導等)</u></p> <p><u>第11条 広域水産業再生委員会又は地域再生委員会は、本事業の実施に関して、事業実施者に対し指導及び監督を行うものとする。</u></p> <p><u>(その他)</u></p> <p><u>第12条 この業務要領に定めるもののほか、本事業の運営に関し必要な事項については、水漁機構が定める。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(その他)</u></p> <p><u>第11条 この業務要領に定めるもののほか、本事業の運営に関し必要な事項については、水漁機構が定める。</u></p>
--	--

別記様式第 8 - 1 号

競争力強化型機器等導入緊急対策事業実施計画承認申請書

番 号
年 月 日

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構

理事長名 あて

(※広域水産業再生委員会又は地域再生委員会を経由すること)

住 所
事業実施者名

印

(略)

別記様式第 8 - 1 号の別添 1

数量管理高度化計画書

1. 取組の概要

2. 取組実施者名

3. 取組実施場所

県 地先 定置

4. 事業実施期間及び取組内容

取組実施期間	取組内容
平成 年 月～ 年 月
平成 年 月～ 年 月

上記計画に記載された取組内容について、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 4 条第 1 項に規定する都道府県計画に基づく資源管理措置の内容に沿ったものであることを確認した。

確認者：役職・氏名

印

別記様式第 8 - 1 号

競争力強化型機器等導入緊急対策事業実施計画承認申請書

番 号
年 月 日

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構

理事長名 あて

(※広域水産業再生委員会又は再生委員会を経由すること)

住 所
事業実施者名

印

(略)

(新設)

別記様式第8-1号の別添2

事業実施者の概要と実施計画

1. 事業実施者の詳細

氏名		年齢	住所		所属漁協	
フリガナ:			〒			
氏名:						
船名	トン数	漁業種類	漁船登録番号	漁業経営セーフティ ネットワーク 契約管理番号	漁業関係法令 等違反の有無	備考
					有・無	

(注) (削る。)

- 1 漁業種類欄には、事業実施者が営む主たる漁業種類を記入すること。
- 2 漁業関係法令等違反の有無欄には、事業実施者が事業実施計画の承認申請日以前1年の間に浜の活力再生広域プランの適正な実施を確保するための漁業関係法令等に違反した事実の有無について「有・無」のいずれかに○印を記入すること（法令違反が確定していない場合等、疑義がある場合は水漁機構に連絡すること。）
- 3 年齢欄には本計画の提出日時点の年齢を記載し、当該時点において年齢が70歳以上の事業実施者は、6.の項目を記入すること。

2. 競争力強化型機器等導入の詳細

(1) 導入機器等の概要

導入予定費用額 (円)	導入機器等の内容		単価 (円)	導入予定数	導入予定金額 (円)
	種別	型式・機種等			

- (注) 1 導入しようとする機器等の詳細資料を添付すること（機種・型式・能力等が把握できる書類）。
2 原則として、3社以上の見積りを徴した上で、比較検討を行い、導入計画を作成すること。
(削る。)

(2) 事業予定費用一覧

導入予定 費用額 (円)	負担区分				耐用年数 (年)
	国庫補助額 (円) (A)	自己負担額		その他市町村等 事業での助成額 (円)	
		税抜額 (円) (B)	消費税額 (円) (C)		

- (注) 1 耐用年数欄には導入する機器等の耐用年数を記載すること。
2 水産業競争力強化金融支援事業を活用し、利子助成金の交付を受けようとする者は、本事業の事業実施者の名義が、利子助成金の交付を受ける者の名義と同一となるよう、留意すること。

3. 漁業経営の状況及び今後の競争力強化対策

(1) (略)

別記様式第8-1号の別添

事業実施者の概要と実施計画

1. 事業実施者の詳細

氏名	年齢	住所	所属 漁協	漁船登 録番号	漁業 種類	船名	トン数	漁業経営セーフティ ネットワーク契約番号	浜の活力再生広域プ ラン認定番号 (浜プラン認定番号)	備考

- (注) 1 浜の活力再生広域プラン認定番号については、参加する再生委員会が水産庁長官から受領した承認通知書の文書番号を記入。
2 漁業種類欄には、事業実施者が営む主たる漁業種類を記入すること。
(新設)
3 年齢が70歳以上の事業実施者は、6.の項目を記載すること（本計画の提出日時点の年齢を記載。）

2. 競争力強化型機器等導入の詳細

(1) 導入機器等の概要

導入予定費用額 (円)	導入予定機器名			単価 (円)	導入予定数	導入予定金額 (円)
	種別	型式認定機関証番号	型式・機種等			

- (注) 1 導入しようとする機器等の詳細資料を添付すること（機種・型式・能力及び被代替機器の導入時期等が把握できる書類）。
2 原則として、3社以上の見積りを徴した上で、比較検討を行い、導入計画を作成すること。
3 型式認定機関証番号は、一般社団法人海洋水産システム協会が制定している番号がある場合に記入すること。

(2) 事業予定費用一覧

導入予定 費用額 (円)	負担区分				担保措置 の有無	耐用年数 (年)
	国庫補助額 (円) (A)	自己負担額		その他市町村等 事業での助成額 (円)		
		税抜額 (円) (B)	消費税額 (円) (C)			

- (注) 1 融資のための担保に供する場合、「担保措置の有無」の欄の□にチェックを入れるとともに、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業で取得した機器等の管理運営について」（平成28年3月18日）の第5（1）に基づき、水漁機構と協議するものとする。「耐用年数」の欄は、導入する機械等の耐用年数を記載すること。
2 水産業競争力強化金融支援事業を活用し、利子助成金の交付を受けようとする者は、本事業の事業実施者の名義が、利子助成金の交付を受ける者の名義と同一となるよう、留意すること。

3. 漁業経営の状況及び今後の競争力強化対策

(1) (略)

(2) 競争力強化の取組

	種 別	メーカー名	型式・機種等
・機器等を導入することにより得られる効果	被代替機器等		
	導入機器等		
・収益向上 (K P I 10%向上) の取組内容			
・業務要領第2条第1項の支援対象機器の中で該当する項目に☑を付して下さい。	(1) 省力・省コスト化に資する機器 <input type="checkbox"/> ア：漁船用エンジン（船内機または船外機） <input type="checkbox"/> イ：その他の機器 (2) 生産性向上に資する機器 <input type="checkbox"/> ア：漁船用エンジン（船内機または船外機） <input type="checkbox"/> イ：その他の機器 <input type="checkbox"/> (3) 定置網漁業の操業体制の効率化に資する機器		

(注) 業務要領第2条第1項第1号に該当する機器等を導入する場合は、その計算根拠を別添すること。

(3) (略)

4. 浜の活力再生広域プランとの連携について（連携が未だ無い場合は、調整協議会の内容等を記入）

認定（予定）日	認定番号	広域水産業再生委員会 （調整協議会）の名称	浜の活力再生広域プランの （予定）概要

(注) 1 認定（予定）日欄及び認定番号欄には、参加する広域水産業再生委員会が水産庁長官から受領した承認通知書の日付と文書番号を記入すること。

2 浜の活力再生広域プランの（予定）概要欄には、参加する広域水産業再生委員会が策定した又は策定しようとする広域浜プランの（予定）概要のうち本事業に関連する内容を簡潔に記載すること。ただし、広域浜プランの（予定）概要のうち本事業に関連する内容が分かる資料を参加する広域水産業再生委員会又は地域再生委員会が作成した場合には、当該欄には「別紙のとおり」と記載し当該資料を添付することができる。

5. 次に掲げる事業により導入した機器等の処分制限期間が経過していない事業実施者は、該当する事業に☑を付した上で、当該事業について記入すること（該当しない場合は記入しないこと。）

- (1) 競争力強化型機器等導入緊急対策事業（平成27～28年度）
- (2) 漁業経営セーフティネット構築等事業のうち省エネ機器等導入推進事業（平成25～26年度）
- (3) 漁業経営体質強化機器設備導入支援事業（平成23～29年度）
- (4) 水産業体質強化総合対策事業のうち沿岸漁業等体質強化緊急対策事業のうち漁業経営体質強化対策事業のうち体質強化グループ活動支援事業（平成21～23年度）

事業実施者 （グループ名）	事業年度	助成を受けた機器	導入年月日

(削る。)

(2) 競争力強化の取組

	種 別	メーカー名	型式・機種等
・機器を導入することにより得られる効果	被代替機		
	導入機器		
・収益向上 (K P I 10%向上) の取組内容			
・業務要領第2条1の支援対象機器の中で該当する項目に○を付して下さい。	(1) 省力・省コスト化に資する機器 ア：漁船用エンジン（船内機または船外機） イ：その他の機器 (2) 生産性向上に資する機器 ア：漁船用エンジン（船内機または船外機） イ：その他の機器 (新設)		

※業務要領第2条1の(1)に該当する機器等を導入する場合は、その計算根拠を別添すること。

(3) (略)

4. 浜の活力再生広域プランとの連携について（連携が未だ無い場合は、調整協議会の内容等を記入）

認定（予定）日	認定番号	広域水産業再生委員会 （調整協議会）の名称	浜の活力再生広域プランの （予定）概要

(注) 認定日及び認定番号については、参加する広域水産業再生委員会が水産庁長官から受領した承認通知書の日付と文書番号を記入。

(新設)

5. 過去の本事業及び省エネ機器事業の利用状況（利用がない場合は未記入）

事業実施者 （グループ名）	該当事業及び年度	助成を受けた機器	導入年月日

(注) 過去の省エネ機器事業とは、①体質強化グループ活動支援事業（平成21～23年度実施）、②漁業経営体質強化機器設備導入支援事業（平成23～28年度実施）、③省エネ機器等導入推進事業（平成25～27年度実施）の3事業。

6. 70歳以上の事業実施者は、本事業で導入する機器等の処分制限期間内において、病気やけが等の理由で、本事業の実施が困難な事態が発生した場合について、当該機器等の取扱い方針を記入すること（なお、実際に発生した場合は、業務要領第9条に基づき、事業実施主体と協議し、変更の承認を受けなければならない。）。

機器等の取扱い方針	該当
①機器等を継続して使用	
・後継者（生計を共にする親族）が補助条件を継承	
・所属する漁協内の者に譲渡	
・所属する広域水産業再生委員会又は地域再生委員会の者に譲渡	
②（上記以外の場合は、その旨を記入すること。）	

7. 添付資料

別記様式第8-2号（略）

別記様式第8-3号

競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金交付申請書

番 号
年 月 日

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構
理事長名 あて

（※広域水産業再生委員会又は地域再生委員会を経由すること）

住 所
事業実施者名 印

競争力強化型機器等導入緊急対策事業に係る助成金の交付について、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）の第3の9-1の（3）のエの（キ）のaの規定に基づき、下記のとおり申請する。

記

1 助成金の額

項目	必要な助成金の額	概算払	備考
競争力強化型機器等導入緊急対策事業費	円	有・無	

※ 概算払の欄中、「有」に○をした場合には、備考欄に予定時期と理由を項目ごとに記載すること。

（削る。）

6. 70歳以上の事業実施者は、本事業で導入する機器等の処分制限期間内において、病気やけが等の理由で、本事業の実施が困難な事態が発生した場合について、当該機器等の取扱い方針を記載すること（なお、実際に発生した場合は、業務要領第9条に基づき、事業実施主体と協議し、変更の承認を受けなければならない。）。

機器等の取扱い方針	該当
①機器等を継続して使用	
・後継者が補助条件を継承	
・所属する漁協内の者が、補助条件を継承	
・所属する広域水産業再生委員会又は再生委員会の者が、補助条件を継承	
②（上記以外の場合は、その旨を記載すること。）	

7. 添付資料

別記様式第8-2号（略）

別記様式第8-3号

競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金交付申請書

番 号
年 月 日

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構
理事長名 あて

（※広域水産業再生委員会又は再生委員会を経由すること）

住 所
事業実施者名 印

競争力強化型機器等導入緊急対策事業に係る助成金の交付について、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）の第3の9-1の（3）のエの（キ）のaの規定に基づき、下記のとおり申請する。

記

1 助成金の額

項目	必要な助成金の額	概算払	備考
	円	有・無	

※ 概算払の欄中、「有」に○をした場合には、備考欄に予定時期と理由を項目ごとに記載すること。

2 振込先口座

2 競争力強化型機器等導入計画の内容

導入予定日	導入機器設備内容 (名称・型式等)	導入数量	導入金額	備考
	種類： メーカー： 型式： 能力・規模：		円	

別記様式第8-4号

競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金交付決定通知書

番 号
年 月 日

事業実施者名 殿

住 所
特定非営利活動法人 水産業・漁村活
性化推進機構
理事長名 印

貴殿から申請のあった競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金については、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付21水港第2597号水産庁長官通知）の第3の9-1の（3）のエの（キ）のaの規定により下記のとおり交付することに決定したので、通知する。

記

1 助成金交付の対象となる事業の内容は、貴殿から提出のあった競争力強化型機器等導入緊急対策事業実施計画承認申請書のとおりとする。

2 助成金の額は、次のとおりである。ただし、助成事業の内容が変更された場合における助成金の額については、別に通知するところによるものとする。

助成金の額 金 円

3 事業実施者は、水産関係民間団体事業実施要領（平成10年4月8日付け10水漁第944号）、水産関係民間団体実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号）、「水産業競争力強化緊急事業業務要領」（平成28年3月2日制定）、「特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構競争力強化型機器等導入緊急対策事業業務要領細則」（平成28年3月4日制定）及び「競争力強化型機器等導入緊急対策事業で取得した機器等の管理運営について」（平成28年3月18日制定）に従わなければならない。

4 本事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、助成金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

5 本事業により取得した機器等について、「減価償却資産の耐用年数に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間内）においては、特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構（以下「水漁機構」という。）の承認を受けず、助成金交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付け又は担保に供してはならない。

3 競争力強化型機器等導入計画の内容

導入予定日	導入機器設備内容 (名称・型式等)	導入数量	導入金額	備考
			円	

別記様式第8-4号

競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金交付決定通知書

番 号
年 月 日

事業実施者名 殿

住 所
特定非営利活動法人 水産業・漁村活
性化推進機構
理事長名 印

競争力強化型機器等導入緊急対策事業に係る助成金の交付について、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）の第3の9-1の（3）のエの（キ）のaの規定に基づき、通知する。

- 6 事業実施者が5により水漁機構の承認を得て財産を処分したことにより、収入があったときは、当該収入の全部又は一部を水漁機構に納付させることがある。
- 7 水漁機構は、5により承認をしようとする場合は、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けてから承認を与えなければならない。
- 8 水漁機構は、6により事業実施者からその収入の一部に該当する額を収納した場合は、その全部又は一部に相当する額を国に納付しなければならない。
- 9 水漁機構は、本事業について、事業実施者から助成金の返還又は返納を受けた場合は、当該助成金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

別記様式第8-5号

競争力強化型機器等導入緊急対策事業実績報告書

番 号
年 月 日

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構
理事長名 あて
(※広域水産業再生委員会又は地域再生委員会を経由すること)

住 所
事業実施者名 印

(略)

別記様式第8-6号

競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金精算払請求書

番 号
年 月 日

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構
理事長名 あて
(※広域水産業再生委員会又は地域再生委員会を経由すること)

住 所
事業実施者名 印

(略)

別記様式第8-5号

競争力強化型機器等導入緊急対策事業実績報告書

番 号
年 月 日

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構
理事長名 あて
(※広域水産業再生委員会又は再生委員会を経由すること)

住 所
事業実施者名 印

(略)

別記様式第8-6号

競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金精算払請求書

番 号
年 月 日

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構
理事長名 あて
(※広域水産業再生委員会又は再生委員会を経由すること)

住 所
事業実施者名 印

(略)

別記様式第 8-7 号

競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金概算払請求書

番 号
年 月 日

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構

理事長名 あて

(※広域水産業再生委員会又は地域再生委員会を経由すること)

住 所
事業実施者名 印

(略)

別記様式第 8-8 号

競争力強化型機器等導入緊急対策事業実施状況報告書

番 号
年 月 日

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構

理事長名 あて

(※広域水産業再生委員会又は地域再生委員会を経由すること)

住 所
事業実施者名 印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）の第 3 の 9-1 の（3）のエの（エ）の e の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 (略)

2 連携する浜の活力再生広域プランについて

認定（予定）日	認定番号	広域水産業 再生委員会 (調整協議会) の名称	備 考

※ 浜の活力再生広域プランが未策定の場合は、調整協議会による進捗状況を備考の欄に記載。

3 (略)

別記様式第 8-7 号

競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金概算払請求書

番 号
年 月 日

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構

理事長名 あて

(※広域水産業再生委員会又は再生委員会を経由すること)

住 所
事業実施者名 印

(略)

別記様式第 8-8 号

競争力強化型機器等導入緊急対策事業実施状況報告書

番 号
年 月 日

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構

理事長名 あて

(※広域水産業再生委員会又は再生委員会を経由すること)

住 所
事業実施者名 印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）の第 3 の 9-1 の（3）のエの（エ）の e の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 (略)

2 連携する浜の活力再生広域プランについて

認定（予定）日	認定番号	広域水産業 再生委員会 (調整協議会) の名称	<u>浜の活力再生 広域プランの (予定)概要</u>	備 考

※ 浜の活力再生広域プランが未策定の場合は、調整協議会による進捗状況を備考の欄に記載。

3 (略)

<p>別記様式第 8 - 10 号</p> <p style="text-align: center;">競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金交付決定取消通知書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>事業実施者名 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所 特定非営利活動法人 水産業・漁村活 化推進機構 理事長名 印</p> <p>○年○月○日付け○第○号をもって交付決定の通知を行った（又は額の確定通知を行った）競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金については、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）の第 3 の 9 - 1 の（3）の○の○の規定に基づき下記の理由により当該交付決定（又は一部金○○円）を取り消した（又は変更した）ので、通知する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>別紙 競争力強化型機器等導入緊急対策事業 機器導入指針</p> <p>A. 船内機 (1)・(2) (略) (3) 経年劣化による燃費悪化が著しい<u>エンジン</u>を同出力以下の<u>エンジン</u>に換装 (ただし対象は瀬戸内海協定・適合機関を搭載した漁船)</p> <p>【指標】 被代替機器等となる<u>エンジン</u>は原則 10 年以上使用されている<u>エンジン</u>とし、省エネ効果は一律 5 % 向上と試算する。</p> <p>B. 船外機 (略) C. 発電機関 (略)</p>	<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>別紙 競争力強化型機器等導入緊急対策事業 機器導入指針</p> <p>A. 船内機 (1)・(2) (略) (3) 経年劣化による燃費悪化が著しい<u>旧型エンジン</u>を同出力以下の<u>新型エンジン</u>に換装 (ただし対象は瀬戸内海協定・適合機関を搭載した漁船)</p> <p>【指標】 被代替機器等となる<u>旧型エンジン</u>とは原則 10 年以上使用されている<u>現行機種よりも旧型式のエンジン</u>とし、省エネ効果は一律 5% 向上と試算する。</p> <p>B. 船外機 (略) C. 発電機関 (略)</p>
---	---

附 則 (平成 30 年 3 月 8 日)

- 1 この改正は、平成 30 年 3 月 8 日から実施する。
- 2 改正前の実施要領に基づき行うこととされている助成事業については、なお従前の例による。